

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画)

中空知広域水道企業団

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

平成30年度～平成34年度



平成30年3月

 **中空知広域水道企業団**

目 次

第 1 章 基本的事項	1
1 計画目的	1
2 基準年度・計画期間・目標年度	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	1
第 2 章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	1
1 これまでの取組	1
2 基準年度の二酸化炭素の排出量	2
3 要因別の排出状況	2
4 削減目標	2
第 3 章 具体的な取組	3
1 温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果がある取組	3
2 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組	3
第 4 章 計画の進行管理	4
1 推進体制	4
2 役割分担	4
3 評価の点検及び評価	4
4 計画の見直し	4
5 進捗状況の公表	4

第1章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。中空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 基準年度・計画期間・目標年度

本計画の基準年度は平成 28 年度とし、計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とし、目標年度については平成 34 年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 対象範囲

実行計画は、企業団が行う全ての事務及び事業とします。ただし、各営業所においては、それぞれの構成団体の実行計画に基づき取組を行うこととします。

4 対象とする温室効果ガス

実行計画では、地球温暖化対策推進法の対象とする 7 つの温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していきます。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 これまでの取組

これまでの取組により、平成 25 年度（地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）における基準年度）から平成 28 年度までの二酸化炭素総排出量は 299,789kg-CO₂ 減少し、9.3%の削減を行っています。

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
二酸化炭素総排出量(kg-CO ₂)		3,235,479		3,119,837		3,056,035		2,935,690	
内訳	電気の使用	3,097,397	95.7%	2,994,182	96.0%	2,942,129	96.3%	2,819,536	96.0%
	灯油の使用	103,401	3.2%	93,100	3.0%	82,735	2.7%	88,426	3.0%
	ガソリン・軽油・重油	34,681	1.1%	32,556	1.0%	31,171	1.0%	27,728	0.9%
平成25年度を基準とした二酸化炭素総排出量(%)		100.0		96.4		94.5		90.7	
平成25年度を基準とした二酸化炭素総排出量削減率(%)				-3.6		-5.5		-9.3	

2 基準年度の二酸化炭素の排出量

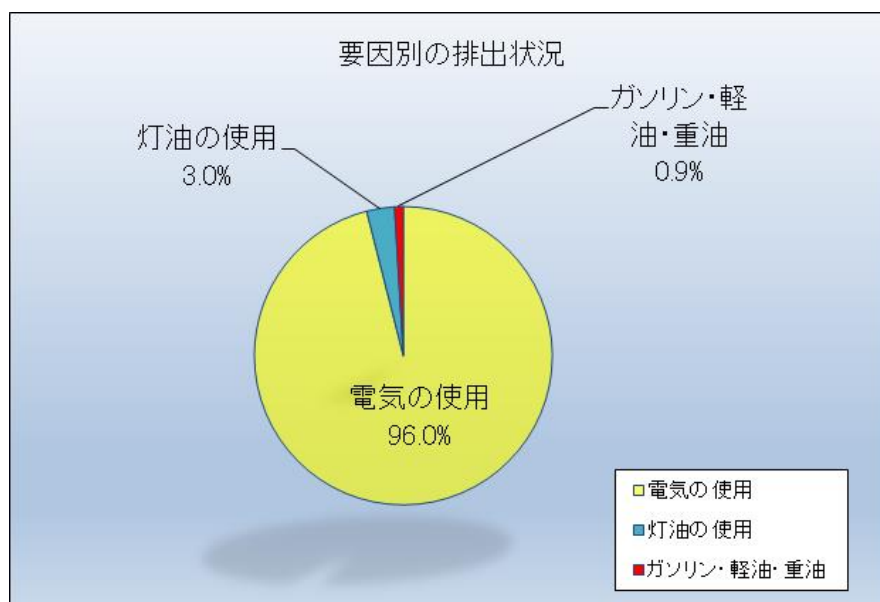
企業団の事務・事業における基準年度（平成 28 年度）の二酸化炭素総排出量は、2,935,690kg-CO₂です。

3 要因別の排出状況

基準年度である平成 28 年度の二酸化炭素排出量を要因別で見ると、電気の使用が 96.0%を占め、灯油が 3.0%、ガソリン・軽油・重油が 0.9%となり、要因の大部分が電気の使用となっています。

要因別の排出状況

要因	二酸化炭素排出量(Kg-CO ₂)	割合
電気の使用	2,819,536	96.0%
灯油の使用	88,426	3.0%
ガソリン・軽油・重油の使用	27,728	0.9%
合計	2,935,690	100.0%



4 削減目標

平成 28 年度を基準とし、計画期間の最終年度である平成 34 年度までに二酸化炭素排出量を 10%削減することを目指します。

第3章 具体的な取組

1 温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果がある取組

区分	取組内容
施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水防止対策を推進し有収率を改善する。 ・高効率ポンプや高効率モーターを積極的に導入する。 ・インバーター等を利用した運転制御方式に改善する。 ・設備更新時には積極的に省エネ機器を導入する。 ・力率改善や夜間電力へのシフトを推進し、電力設備の効率的運用に努める。 ・効率的な水処理施設の運転に努める。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・支障の出ない範囲で照明の個別点灯や間引き点灯を行う。 ・昼休みや時間外は不必要箇所の消灯を行う。 ・屋外照明の点灯箇所や点灯時間の調整を行う。 ・高効率照明器具（LED等）への切替を行う。
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の適正な温度管理に努める。 ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの省電力モードを活用する。 ・OA機器の電源をこまめに切るように努める。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費走行を意識し、急発進や急加速をしない。 ・無駄なアイドリングを控える。

2 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組

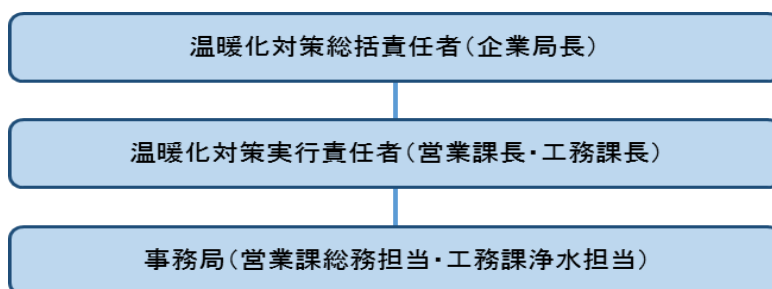
区分	取組内容
用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。 ・局内LANなどを活用し、印刷枚数の低減に努める。 ・リサイクル用紙の購入に努める。
事務用品	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク対象製品等の環境に配慮した製品を購入するよう努める。 ・詰替やリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源の分別を徹底する。 ・古紙回収を利用し、紙のリサイクルに努める。 ・使い捨て製品の購入を極力減らし、ごみの減量化に努める。

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

「中空知広域水道企業団地球温暖化対策実行計画」は、管理部門により、計画の策定及び見直しを行い、全職員による温室効果ガス排出量の削減を目的とした取組を推進します。

推進体制図



2 役割分担

営業課	<ul style="list-style-type: none">・全体の統括に関すること。・企業団職員への周知及び意識啓発に関すること。・計画の公表に関すること。
工務課	<ul style="list-style-type: none">・計画に係るデータの収集及び集計等に関すること。・施設に係る地球温暖化対策に関する施策の策定及び推進に関すること。

3 計画の点検及び評価

実行計画の進捗状況を把握するため、温室効果ガスの排出量や取組の実施状況について点検及び評価をします。また、評価については職員に周知し、取組の実施を啓蒙します。

4 計画の見直し

実行計画の円滑な推進を図るため、点検及び評価の結果や取組の進捗状況などから必要に応じて計画の見直しを行います。

5 進捗状況の公表

実行計画の取組の進捗状況については、二酸化炭素排出量の削減状況等を企業団ホームページで公表します。